

## 明治民法という「カッコウの卵」？

天理教教主 130 年祭を迎えるにあたり、この約 130 年の間に端を発し今なおそれが形を変えつつも存続している様々な事例を考察することは意義があるだろう。この間の「母性」観念の形成とそれに基づく政策の変遷も見逃せないが、1898（明治 31）年に施行された明治民法は現在に至ってもまだその影響を及ぼし続けていると言える。まもなく（2015 年 12 月 16 日）最高裁にて判断が示される、現民法における「夫婦同姓」や女性の「離婚後 6 カ月間の再婚禁止」の規定は、周知のように明治民法に遡る。もちろん明治民法では「家族は同じ家の姓を名乗る」と規定され、あくまでも「家制度」の下での夫婦同姓であった。戦後 1948 年施行の改正民法では、戸主制度は廃止され「家の姓を名乗る」という規定はなくなるが、夫婦同姓自体は変わらなかった。そもそも庶民が姓を名乗れるようになるのは、1870（明治 3）年であり、これはちょうど教祖の 70 歳代になる。当時は結婚後も実家の姓を名乗るという夫婦別姓が基本だったのである。そして 1887（明治 20）年に教祖が現身を隠してから 10 年ほど経って成立した明治民法の後世への影響力は大きかった。このような「世俗法」が宗教界や人々の宗教生活にどのような影響を与えたのだろうか。こうした問題は前回で紹介したキリスト教における「カッコウの卵」伝統との関連で考察すべきテーマだが、今回は「カッコウの卵」を托卵した「カッコウの親鳥」の正体について、ジョン・ワインガーズの見解を確認しておきたい。

## ラテンコネクションとローマ法

ワインガーズはまず手がかりとして、女性蔑視や聖職への女性排除についての地理的な偏差に着目している。その結果、ラテン教父たち、すなわちテルトゥリアヌス、アウグスティヌス、ヒエロニムスらの著作に比べ、ギリシャ教父たちの著作はずっと開けたものであったと指摘する。

たとえば、ギリシャ語圏の聖イレネウス（140～203）は、「創世記」の記事を公正に解釈し、アダムやエバよりも悪魔に、エバよりもアダムに大きな責任があると考えた。聖イグナチオ（110 年没）も、たしかにエバを通して罪が入ったが、救いは聖母マリアを通して可能になったと説いた。月経（メンス）に対する嫌悪感ラテン語圏で顕著であり、女性はその期間が終わるまでは家にとどまり、聖体を拝領することができなかったといわれるが、3 世紀に活躍したディダスカリアは、月経を穢れと考えることや、その間の祈りや聖体拝領の節制については否定的な見解をとったとされる。さらに、ギリシャの教父たちは聖母マリアのことを司祭として扱ったが（エピファニウス 2 世による讃美歌を参照）、ラテン教父たちにはこのようなことはなかったという。

続いてワインガーズは、約 9 世紀にわたって、初代教会が秘跡としての叙階を通して女性を助祭に任命していたことに言及する。この状況はビザンチン帝国のギリシャ語圏諸国では一般的なことであったが、ラテン語圏では不承不承認されていたものの、やがて北アフリカとガリアの地方会議では女性助祭を廃止するために禁止令が発せられるに至った。ギリシャ語圏の植

民地であるイタリア最南端では女性が司祭に叙階されていた微かな形跡さえあるが、これは 3、4 世紀頃にローマが全廃してしまったという。

とは言えギリシャ語圏であってもアリストテレスの著作には女性に対する偏見が散見されるなど、要するに至るところに偏見は存在していた。しかしワインガーズによれば、もっとも根深いものは古代ローマ帝国のラテン語圏（イタリア中央と北部、ガリア、北アフリカ、スペイン、ブリタニアなど）であったとされる。特にカルタゴに住んでいたテルトゥリアヌスは、ラテン教会の創始者であり、後のラテン教父たちに多大な影響を及ぼした。彼は、教会の聖職へ女性が参加することに大反対し、アウグスティヌス、ヒエロニムス、アンブロシウスらがそれに追随していくのである。このような傾向は中世の間も続き、1140 年にイタリアの修道士グラティアヌスが集めた教会法の反女性慣例が後の教会法制定の核となっていく。イタリア、フランス、スペイン、英国などのラテン系大学で学んだ神学者や教会法学者たちも、女性を従属させ、「聖なるもの」に近づくことを禁じる同じ伝統を引き継いでいったという。これらの言わば「ラテンコネクション」の背景に何があるのか。

それはずばりローマ法であると、ワインガーズは裁断する。女性の地位は、キリスト教の真の伝統、または靈感によって書かれたテキストによってではなく、当時の規範と信じられていた異教的なものとしてのローマ法によって規定されてしまったというわけである。ローマの家族法は、父親が妻子に対して完全な権威を持つ「父権」にその基礎を置き、またローマ一般市民法において、女性の権利はなきに等しかった。女性はローマ市民とは見なされたが、その地位は夫を通してのみ取得できた。女性はすべての公的役割と権利から排除され、裁判官にも文官にもなれなかった。さらに他者の後見人や、遺書作成の証人にもなれず、男性の代理によらなければ訴訟も起こすことができなかったという。このような世俗の法に基づく女性の劣等な地位はあまりにも自明なものだったため、ラテン語を話す神学者や教会の指導者たちにそれはいつの間にか「托卵」され、教会自身の法の基礎ともなっていく。そして世俗法に見られる社会的、文化的な女性の劣等な身分を受け入れたキリスト教徒が、「司教や司祭たちに要求された指導的役割の中に彼女たちを参加させることなど想像することもできなかったのは明白である」とワインガーズは結論づける。

他方において、元老院議員プリニウスのラテン語古典文学に窺えるような、女性の月経に対する強い嫌悪感というもう一つの異教的な要素もまた教父たちの思考に流れ込み、それは中世の神学者たちの中で増幅されていく。月経中の女性は穢れていて危険なため聖体拝領を禁じられるばかりでなく、このことは女性への叙階を妨げる根拠ともなっていく。果たして、キリスト教（カトリック）は異教的な「カッコウの卵」から生まれ育った雛鳥を手放すことができるのだろうか。

[参考文献]

ジョン・ワインガーズ『女性はなぜ司祭になれないのか』（伊従直子訳）明石書店、2005 年。